

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 城山公園

- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目14番15号
公益社団法人霧島市シルバー人材センター

- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 城山公園の概要

- ① 施設名 城山公園
- ② 位置 霧島市国分上小川3819番地
- ③ 建設年度 昭和53年度
- ④ 構造・面積 面積 158,594㎡
- ⑤ 設置目的 市街地に隣接し、霧島連山、桜島、国分平野を一望でき、豊かな自然環境に恵まれた施設により霧島市のシンボリックな公園・観光の拠点として、市民に健康的な憩いの場所を提供し、心身の育成と健康増進を図るものとして設置
- ⑥ 年間利用者数 71,542人（平成25年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 14,865,390円（平成25年度実績）

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 公益社団法人霧島市シルバー人材センター
 - 代表者 理事長 南田 吉文
 - 所在 霧島市隼人町内山田一丁目14番15号
- ② 組織
 - 設立年月日 平成1年4月1日
 - 従業員数 職員9人、臨時職員15人、会員865人（平成26年6月末現在）

3 評点結果

(公社) 霧島市シルバー人材センター	きりしまPPP(株)
749点	704点
指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（10人）がそれぞれ評点（100点満点）を行い、その合計により最高得点者は公益社団法人霧島市シルバー人材センターとなった。	

4 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会では、上記最高得点者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを適当と認め、次の選定意見をとりまとめた。

（主な選定意見）

- ・利用料金、減免の考え方について、市内の子どもの遠足を50%減額するなど、具体的な利用者増加及び収入増加の提案を評価した。
- ・「行ってみたい」と思わせる広報の提案、さらには具体的な自主事業の提案が素晴らしい。現在の指定管理者も陶器市などされていたが、今回の自主事業の提案は、「カブト虫を採取しよう」など子どもが行ってみたいくなる自主事業が1年中ある点を評価した。
- ・夏休みは大人も子供も楽しめるような自主事業がある。イルミネーションについても、集客

の可能性を感じる。

- 教育委員会所管の郷土館も踏まえた案内チラシの作成について評価した。
- 霧島市のチャレンジデーに合わせたラジオ体操など、本市の施策との連携も図られた自主事業の提案を評価した。
- 新たな「城山公園情報誌」の作成や、地域の代表者や有識者の方を構成員とする「城山公園サポート委員会（仮称）」の設置などコミュニケーションツールとなる提案もあり、全体を通してバランスの良い計画であった。
- 広報・プロモーション活動に関して、各種メディアへの情報発信を行う予定である点、自主事業の企画内容に関してシルバー人材センターの全面協力により有資格者によるサポート体制がある点を評価した。
- 収支予算書と仕様書の整合性や、経営基盤の安全性、過去に類似の施設管理の実績がある点を評価した。